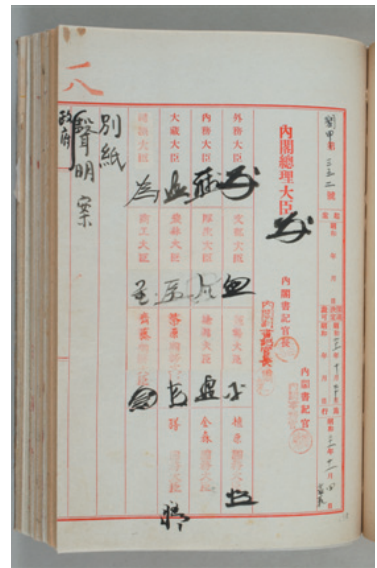
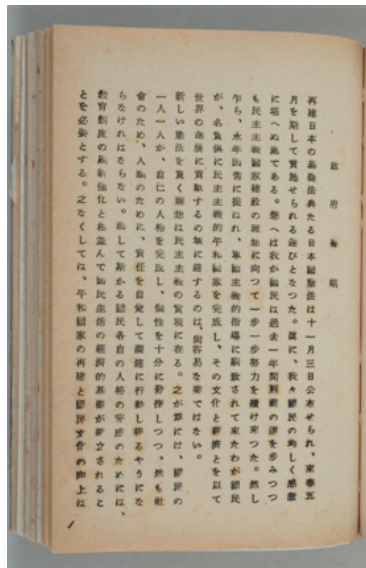
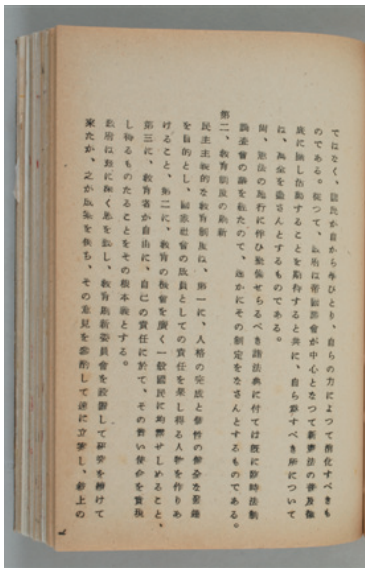


参議伊藤博文憲法調査のため欧州へ派遣



日本国憲法公布に際しての政府声明

## 参議伊藤博文憲法調査のため欧州へ派遣

明治一五年「単行書」

明治一四（一八八二）年一〇月、高まる民権運動に対応するため、明治二三（一八九〇）年に国会を開設する詔が出され、立憲政治への期待は急速に高まりました。政府は、明治一五（一八八二）年三月、憲法の制度の取り調べのため、伊藤博文を欧州へ差し遣わすことを決定しています。

掲載資料には、取り調べの事項が詳細に記載されており、伊藤の任務の重さがうかがえます。

伊藤は、ウイーンでオーストリアの公法学者シュタイン（一八一五～一八九〇）らの話を聞き、憲法制定の参考としました。ちなみに、西園寺公望もその随行として派遣されます。

（請求番号（単）一八七）

## 日本国憲法公布に際しての政府声明

新憲法公布の翌二月四日、政府は「新憲法の公布を機とし、その精神の普及徹底を期すると共に、教育、文化、経済等に関し政府の抱懐する当面の施策の基本を宣明し、之が実現に付国民諸君の協力を要請する」という声明を発表します。そこには、新憲法の普及徹底、教育制度の刷新、行政機構・公務員制度並びにその運営の改革、地方自治の確立、産業経済の再建、労働問題の解決及び民生の安定の六項目が挙げられています。

公文類集（請求番号（類）二九九五）